

本多病院 介護医療院

指定介護医療院サービス重要事項説明書

1 事業所名 群馬県知事指定 本多病院 介護医療院
指定介護医療院事業所

2 管理者 本多 真

3 所在地 〒379-0124 安中市鷲宮 205-1
TEL 027-382-1255
FAX 027-382-7396

4 事業の目的及び運営方針

事業所は、長期に渡る療養を必要とする要介護者に対し、日常的・継続的な医学管理や充実したターミナルケア等の医療を提供し、長期療養生活を送るための生活施設としての環境を整備し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、機能訓練及び介護サービスなどの適正な指定介護医療院サービスを提供することにより、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的とした施設です。

事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域との結びつきを重視した運営を行い、地域と手をつないで地域医療の発展と生活向上に貢献することが私たちの使命であると考えています。

5 従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 医師 1名

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

(2) 医師 3名以上（管理者と兼務する者を含む）

医師は、入所者の症状に照らし、妥当適切な検査、投薬、注射、処置等を行います。

(3) 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の処方に基づき、適切な調剤、服薬指導等を行います。

(4) 栄養士 1名

栄養士は、栄養並びに入所者の心身の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行います。

(5) 看護職員 6名以上

看護職員は、入所者の自立のための支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身等の状況に応じ、看護を行います。

(6) 介護職員 9名以上

介護職員は、入所者の自立のための支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身等の状況に応じ、医学的管理下における介護を行います。

(7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士等は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他の適切なリハビリテーションを計画的に行います。

(8) 支援相談員

支援相談員は、入所者やその家族との処遇上の相談、生活行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画指導、市町村との連携、ボランティア等の指導確保に当たります。

(9) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行います。

6 営業日及び営業時間

(1) 営業日 …………… 月曜日～日曜日

(2) 営業時間 …………… 24時間

7 サービスの内容

(1) 診療

(2) 施設サービス計画の作成

(3) 機能訓練

(4) 看護

(5) 医学的管理下における介護

(6) 食事の提供

(7) レクリエーション

(8) 入所者及びその家族への指導及び相談援助

(9) その他利用者に対する便宜の提供

8 利用料及びその他の費用の額

指定介護医療院を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額と、その他の利用料からなります。

(1) 厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額は、次の通りとなります。それが法定代理受領サービスである時は、厚生労働大臣の定める負担割合とします。

① I 型介護医療院サービス費

種 別	介護報酬の額	
	多床室（Ⅰ）	従来型個室（Ⅰ）
要介護 1	8, 2 5 0 円／日	7, 1 4 0 円／日
要介護 2	9, 3 4 0 円／日	8, 2 4 0 円／日
要介護 3	1 1, 7 1 0 円／日	1 0, 6 0 0 円／日
要介護 4	1 2, 7 1 0 円／日	1 1, 6 1 0 円／日
要介護 5	1 3, 6 2 0 円／日	1 2, 5 1 0 円／日

種 別	介護報酬の額	
	多床室（Ⅱ）	従来型個室（Ⅱ）
要介護 1	8, 1 3 0 円／日	7, 0 4 0 円／日
要介護 2	9, 2 1 0 円／日	8, 1 2 0 円／日
要介護 3	1 1, 5 4 0 円／日	1 0, 4 5 0 円／日
要介護 4	1 2, 5 2 0 円／日	1 1, 4 4 0 円／日
要介護 5	1 3, 4 2 0 円／日	1 2, 3 3 0 円／日

種 別	介護報酬の額	
	多床室（Ⅲ）	従来型個室（Ⅲ）
要介護 1	7, 9 7 0 円／日	6, 8 8 0 円／日
要介護 2	9, 0 5 0 円／日	7, 9 6 0 円／日
要介護 3	1 1, 3 7 0 円／日	1 0, 2 9 0 円／日
要介護 4	1 2, 3 6 0 円／日	1 1, 2 7 0 円／日
要介護 5	1 3, 2 6 0 円／日	1 2, 1 7 0 円／日

- ② 夜間勤務等看護加算（Ⅳ） 7 0 円／日
- ③ 外泊（1 月に 6 日以内） 3, 6 2 0 円／日
- ④ 初期加算（入所日から 3 0 日間） 3 0 0 円／日
- ⑤ 若年性認知症患者受入加算 1, 2 0 0 円／日
- ⑥ 経口移行加算 2 8 0 円／日
- ⑦ 経口維持加算 （Ⅰ） 4, 0 0 0 円／月
- （Ⅱ） 1, 0 0 0 円／月
- ⑧ 療養食加算 6 0 円／食
- ⑨ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 2 0 円／日
- ⑩ 試行的退所サービス費 8, 0 0 0 円／日（6 日を限度）
- ⑪ 退所時指導等加算
- ・退所前訪問指導加算 4, 6 0 0 円／回
 - ・退所後訪問指導加算 4, 6 0 0 円／回
 - ・退所前連携加算 5, 0 0 0 円／回
 - ・退所時指導加算 4, 0 0 0 円／回

- ・退所時情報提供加算 5,000円/回
- ・老人訪問看護指示加算 3,000円/回
- ⑫ 在宅復帰支援機能加算 100円/回
- ⑬ 排せつ支援加算 1,000円/日
- ⑭ 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) 400円/月
- (Ⅱ) 600円/月
- ⑮ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 2,000円/日
- ⑯ 緊急時施設療養費
 - ・緊急時治療管理 5,180円/日 (3日を限度)
利用者の症状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、
緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置を行った時。
 - ・特定治療 医科診療報酬による額
- ⑰ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×2.6%
- ⑱ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×1.5%
- ⑲ 新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位の0.1%
- ⑳ 特別診療費
 - ・感染対策指導管理 60円/日
 - ・褥瘡対策指導管理 60円/日
 - ・初期入所診療管理 2,500円/回
 - ・医学情報提供
 - (Ⅰ) 2,200円/回
 - (Ⅱ) 2,900円/回
 - ・理学療法 (Ⅰ) 1,230円/回
4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、
11回目以降100分の70
 - ・理学療法体制強化加算 350円/回
 - ・作業療法 1,230円/回
4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、
11回目以降100分の70
 - ・短期集中リハビリテーション 2,400円/回
入所後3ヶ月以内
 - ・認知症短期集中リハビリテーション 2,400円/回
 - ・摂食機能療法 2,080円/日
 - ・その他診療報酬による額

(2) その他の利用料

- ① 食費 (食材費+調理費) 1,700円/日
- ※ ただし、所得に応じて利用者負担段階が4段階に分かれます

段 階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
負担限度額	300円	390円	650円	1,360円	1,700円

- ② 特別な食費 実 費
- ③ 居住費
 - 多床室 470円/日
 - 個 室 1,700円/日

※ただし、所得に応じて利用者負担段階が4段階に分かれます

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多 床 室	0 円	3 7 0 円	3 7 0 円	4 7 0 円
従来型個室	4 9 0 円	4 9 0 円	1, 3 1 0 円	1, 7 0 0 円

- | | | | |
|---|------------|--------------|-------------------|
| ④ | 特別な室料 | 個 室 | 5 5 0 円／日 (税込) |
| ⑤ | 日常生活・教養娯楽費 | | 3 0 0 円／日 |
| ⑥ | 理容代 | カット | 1, 6 0 0 円／回 |
| | | 顔そり | 5 0 0 円／回 |
| ⑦ | 美容代 | カット | 1, 6 0 0 円／回 |
| | | 顔そり | 5 0 0 円／回 |
| | | パーマ | 5, 0 0 0 円／回 |
| | | 毛染め | 5, 0 0 0 円／回 |
| ⑧ | 電気代 | | 1 1 0 円／日 (税込) |
| ⑨ | テレビリース料 | | 1 1 0 円／日 (税込) |
| ⑩ | 病衣貸出料 | | 7 7 円／日 (税込) |
| ⑪ | 私物洗濯代 | 大 (バスタオル等) | 1 5 0 円／枚 (税込) |
| | | 中 (パジャマ、下着等) | 1 0 0 円／枚 (税込) |
| | | 小 (タオル、靴下等) | 5 0 円／枚 (税込) |
| ⑫ | 死後処置代 | | 1 1, 0 0 0 円 (税込) |
| ⑬ | 浴衣料 | | 2, 8 5 0 円 (税込) |

9 通常の事業の実施地域

安中市、富岡市、高崎市 となります。

10 施設の利用に際しての留意事項

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出て下さい。
- (2) 機能訓練室を利用する際に、身体等に異常を感じる場合には、その旨申し出て下さい。
- (3) 浴室を利用する際には、健康状態に応じて使用制限もあります。
- (4) 施設で定める非常災害対策に可能な限り協力して下さい。
- (5) その他状況に応じて管理者よりの指示があります。ご協力お願い致します。

11 事故発生時の対応

当本多病院は、万全の体制で介護医療院サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡すると共に、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止等必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

12 秘密の保持

当本多病院の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供又は適切な療養のための医療機関等への情報提供について必要と思われる場合には、情報の提供を行います。

13 苦情処理の体制

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口は、次の通りです。

相談室 …… TEL 027-382-1255

FAX 027-382-7396

担当者 …… 鯛中由紀恵、柳澤綾乃、田村知菜子

(2) 苦情処理を行うための体制は、次の通りです。

① 直ちに相談担当者が詳しい事情を把握します。

② 相談担当者が必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行います。

③ 検討の結果、翌日までには具体的な対応をします。

④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

(3) ご利用者様は、提供されたサービスに苦情がある場合には、国保連、市町村に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

安中市役所介護保険係 027-382-1111

富岡市役所高齢介護課 0274-62-1511

高崎市役所介護保険課 027-321-1111

群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323

以 上

当事業者は、利用者に対する指定介護医療院サービス提供に当たり、利用者に対して上記重要事項を交付し、これに基づいて説明をしました。

年 月 日

〈指定介護医療院サービス事業者〉

事業所所在地 群馬県安中市鷺宮205-1

名 称 医療法人 信愛会 本多病院 印

説明者氏名 _____